

平成29年10月27日

保護者様

練馬区立北町西小学校  
校長 吉川 文章

## 台風22号接近に伴う対応について

気象情報でもご存じのとおり、台風の進路はまだ定まっておりませんが、30日(月)の登校に影響を及ぼす可能性もあります。

現在のところ、30日(月)の時程の変更は考えておりませんが、台風の速度や進路の状況によっては、下記2のような対応も考えられます。保護者の皆様におかれましては、最新の情報にご注意をいただき児童の安全確保についてのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 30日(月)について

通常通りの登校、下校を予定しております。

#### 2 状況の変化により予想される時程等の変更について

(1)「特別警報」「暴風警報」等で臨時休校となる

(2)「特別警報」「暴風警報」等で登校を遅らせる又は、下校を早める

(3)上記の状況で、学校に留め置き保護者による引き取りを行う

上記2の対応を取る場合には、緊急メールにてお知らせをいたします。ホームページにも掲載をいたします。

この件については、区の災害対策本部の方針に沿い対応をすることから、教育委員会から一斉の対応を行う場合もあります。

29日(日)のうちに、何らかの方向性が示される場合もありますので、対応内容について分かり次第ご連絡いたします。

平成29年3月付けの「練馬区における自然災害時の対応について(抜粋)」を裏面に掲載をいたしますのでご参照ください。

問い合わせ 北町西小学校 副校長 齋藤 玲子 3932-7234

## 裏面参照

### 裏面

#### 練馬区における自然災害時の対応について（抜粋）

##### 【気象警報発表時における臨時休業等の対応について】

###### 臨時休業となる場合

- ・当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となる。
- ・河川の洪水や浸水害が心配される地域は、「大雨警報」や「洪水警報」の発表により、各学校の判断で臨時休業とすることができる。その際、保護者に学校の対応を事前に通知する。

###### 臨時休業とならない場合の対応

- ・風雨や地域の状況または職員の出勤状況により、始業を繰り下げる等の対応をしたときは教育指導課へ報告する。
- ・始業を繰り下げた場合、スクールゾーンが解除されていることを想定して、登校時の見守り体制等、児童・生徒の安全確保を行う。
- ・下校については、各学校において地域の状況をよく把握した上で安全確保を図る。